

「奈良市子どもセンター芝生管理等業務」仕様書

1. 適用

この仕様書は、発注者奈良市（以下「発注者」という。）が奈良市子どもセンター利用者の利便性向上及び屋外空間の魅力向上のために委託する子どもセンター屋外約 2,500 m²における芝生管理等業務（以下「業務」という。）の実施基準の概要を示すものであって、現場の状況に応じ、本書に記載されていない軽微なものについても誠意をもって行うものとし、全ての業務は、委託金額の範囲内で実施するものとする。

2. 業務場所

奈良市柏木町 263 番地の 2 奈良市子どもセンター

3. 履行期間

令和 7 年 6 月 9 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

No	業務項目	業務内容
1	張芝	子どもセンター屋外約 2,500 m ² のうち、芝生が剥がれている約 200 m ² において、真砂土や砂を加え、追肥する等により芝生の生育に適当な土壌とした上で、張芝を行う。使用する芝生の種類は、以下のとおりとし、張芝後には、砂を目土として敷くこと。なお、盛り土の斜面等は芝生の剥がれや着脱等がないように注意すること。 (芝生種類) 高麗芝：約 100 m ² セントオーガスチングラス・シェードⅡ：約 100 m ²
2	刈込	「1. 張芝」において張芝を行った範囲を含む子どもセンター屋外約 2,500 m ² の芝生について、刈込を行うこと。屋外のうち平地（約 1,500 m ² ）においては自走式芝刈機の使用を可とするが、盛り土の斜面（約 1,000 m ² ）においては肩掛式刈払機での刈込を原則とする。履行期間中の刈込回数は 6 回とし、実施時期は概ね以下のとおりとするが、芝生の育成状況を踏まえ、発注者と協議の上実施すること。また、令和 7 年度に予定している屋外広場整備工事の状況に応じて、発注者と協議の上実施すること。なお、同業務には刈込によ

		り発生した芝の処分を含むこと。 (刈込実施時期 (予定)) 6月中旬、7月上旬、7月下旬、8月中旬、9月下旬、3月中旬
3	施肥	芝生の生育を促進するため、履行期間中に1回肥料を施すこと。使用する肥料は液体肥料とし、養生期間終了後に子どもを含む市民が利用することを踏まえ、人体に影響がなく安全性が担保された肥料とすること。
4	薬剤散布	病害虫発生予防及び駆除のため、履行期間中に2回薬剤を散布すること。薬剤は液剤とし、殺菌剤及び浸透材を混合したものとする。養生期間終了後に子どもを含む市民が利用することを踏まえ、人体に影響がなく安全性が担保された薬剤を使用すること。

5. 注意事項

- ・業務時間は土日祝を除く9時から17時までとする。
- ・近隣住民への騒音、振動、粉塵等による影響の軽減に努めて業務を行うこと。また必要に応じて交通誘導員等の配置を行うこと。
- ・業務に伴う車両は施設内の歩道を傷つけない様、4トントラックを上限とし、本市の指示に従って進入すること。また、施設内の歩道を車両が横断する際は、歩道が傷つかない様、必要に応じて防護用の鉄板等を敷設すること。

6. 業務完了確認

- ・業務完了確認は本市職員が行う。
- ・業務完了確認において業務後の張芝の状態を本市が不良と判断した場合、受注者は速やかに手直し・修繕等実施し、再度業務完了確認を受けること。

7. その他の事項

- ・本業務に係る材料費、施工費、運搬費等の全ての経費は、受注者の負担とする。
- ・前金払は行わない。
- ・本業務に伴い近隣住民または通行人等により苦情や被害が発生した場合は本市と協議のうえ、受注者の責任においてすみやかに処理すること。
- ・その他、本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、受注者・発注者双方協議のうえ決定する。